

議第92号

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 5月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条本文中「前4条」を「前各条」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料の徴収)

第5条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（別表第5において「法」という。）の規定に基づく事務について、同表に掲げる手数料を徴収する。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第5条関係）

種 別	区 分	手数料（1件につき）		
		A	B	
(1) 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同条第1項に規定する長期	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）	200平方メートル以下の面積	18,000 ^円	80,000 ^円
		200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	34,000	103,000
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	55,000	125,000
		1,000平方メートルを超える面積	98,000	169,000

	優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)の認定又は法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定(2)の項に規定するものを除く。)の申請に対する審査(これらの認定の申請に併せて、法第6条第2項(法第8条第2項において用する場合を含む。)の規定に基づく申出があったものを除く。)	共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)	200平方メートル以下の面積	18,000	79,000
			200平方メートルを超え500平方メートル以下の面積	34,000	117,000
			500平方メートルを超え1,000平方メートル以下の面積	55,000	184,000
			1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下の面積	98,000	381,000
			3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下の面積	171,000	730,000
			5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下の面積	296,000	1,242,000
			10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の面積	547,000	2,326,000
			20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下の面積	773,000	3,573,000
			30,000平方メートルを超える面積	928,000	4,809,000
(2)	法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査			6,100	6,100
(3)	法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査			6,100	6,100

備考1 区分の欄に掲げる面積は、床面積の合計とする。

2 Aの欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、長期優良住宅建築等計画が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合するとあらかじめ認めた住宅について、Bの欄は、その他の住宅について、それぞれ適用する。

3 (1)の項の申請において、法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定(2)の項に規定するものを除く。)に係る床面積の合計は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る住宅の床面積(増加する部分がある場合は、当該部分の床面積に2を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの)に2分の1を乗じて得た面積とする。

- 4 (1)の項の申請において、法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく申出があった場合の手数料は、(1)の項に掲げる住宅の区分に応じ同項に掲げる額に、次に掲げる額を加算した額とする。
- (1) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であるとしたならば、別表第1の規定により納入すべき同表(1)の項に掲げる額。この場合において、当該申出が法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定に基づくものであるときは、同表(1)の項に掲げる床面積の合計は、長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)について算定する。
- (2) 当該申出が建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物に係る確認の申請であり、かつ、当該申請において構造計算適合性判定が必要となつたならば、別表第1備考4の規定により同表(1)の項に掲げる額に加算すべき同表備考4(1)又は(2)に掲げる額に100分の105を乗じて得た額
- (3) 長期優良住宅建築等計画にエレベーター又はエスカレーターに係る部分が含まれているときは、エレベーター又はエスカレーター1基につき9,000円

附 則

この条例は、平成21年6月4日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく事務に係る手数料を定める必要があるので提案する。